

## 事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理業務の推進に向けた研究

研究代表者 市川 陽子（静岡県立大学食品栄養科学部 教授）

### 研究要旨

事業所給食の意義は、適切に栄養管理・調製された食事の提供によって利用者の健康の維持・増進に寄与するとともに、労働意欲や作業効率を高めて生産性の向上を図ることにある。本研究の目的は、事業所特定給食施設における関係者の連携状況等を把握し、関係者が連携した効果的な栄養管理を推進するための資料を作成することである。

1年目の令和6年度は、1)事業所給食施設から各自治体に提出された「栄養管理報告書」の内容の解析により、管理栄養士・栄養士の配置状況、食数等と給食・栄養管理の実施状況の関連について検討した。2) 1)の「栄養管理報告書」において把握が困難であった、事業所給食施設における栄養管理のための関係者間の連携状況について、別途アンケート調査（以下「追加アンケート調査」という。）を行った。調査結果を踏まえ、事業所給食施設における関係者間の連携による栄養管理業務の推進に向け、検討を行った。

3) 国内外の事業所給食施設（勤労者食堂）における栄養管理に関する研究について文献レビューを行い、効果的な栄養管理を推進するための課題と解決策を整理した。

1) 全国の事業所給食施設の約25%にあたる1,238施設の栄養管理報告書データの解析結果から、「常勤管理栄養士の配置施設」では、それ以外の施設に比べ、健康増進に向けた栄養管理の取組を実施している施設の割合が有意に高かった。また、「常勤管理栄養士・栄養士の配置なしの施設」では、栄養管理報告書の未提出、一部未回答（欠損値）が多く、「常勤管理栄養士・栄養士の配置なしの施設」について、栄養管理報告書の提出や回答等を促す対応等も課題として示された。

2) 6つの都府県・政令指定都市の事業所給食施設1,411件に対する追加アンケート調査では、314件から回答を得、そのうち58.0%の施設で常勤の管理栄養士・栄養士が配置されていた。人員構成表の作成割合の向上、栄養成分表示の徹底、嗜好や健康意識の定期的な調査の実現、利用者の健康に対するアプローチの充実が課題と考えられた。「常勤管理栄養士の配置施設」において、給食施設（社員食堂）・売店・自動販売機で提供する健康に配慮したメニュー以外の食事・商品に対する健康面への配慮、健康増進のためのイベントの実施、やせ及び肥満の評価とその活用、食事評価におけるコスト面の評価が多く実施されていた。また、施設側と受託側の連携、関係者間の連携ができている施設では、定期的な給食委員会／栄養管理等に関する会議の開催と施設側の産業医・保健師の参画、利用者の嗜好・健康意識調査の実施、会議の議題として利用者の健康診断結果や健康支援について検討、給食業務担当責任者が利用者の健康情報を把握し結果を活用するなどの特徴がみられた。施設側と受託側との連携、常勤管理栄養士・栄養士の配置は、社員食堂を活用した食環境整備の推進の

ための重要な要因と考えられた。

3) 文献レビューからは、事業所給食を勤労世代の食環境づくりに活用することの意義と、その取組の推進のためのカギは管理栄養士・栄養士の役割と関係者間の連携であることが予測され、本研究で明らかにしていくことの新規性と重要性が確認された。

研究分担者	高橋 孝子	(大阪公立大学生生活科学部 准教授)
	田丸 淳子	(神戸学院大学栄養学部 准教授)
	山中 沙紀	(女子栄養大学栄養学部 助教)
研究協力者	大内田由美	(※大阪市保健所管理課)
	櫻井 真汐	(※静岡県中部健康福祉センター健康増進課)
	佐々木留美子	(※宮城県保健福祉部健康推進課)
	中川 夕美	(※熊本県水俣保健所保健予防課)
	信木由紀子	(※兵庫県保健医療部健康増進課)
	内田 菜月	(神戸学院大学大学院栄養学研究科 修士課程 1年)
	米倉 嶺	(静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府 修士課程 2年)
	若山 桜	(大阪公立大学大学院生活科学研究科 修士課程 2年)
その他協力者	佐藤 彩	(※熊本県健康福祉部健康づくり推進課)
	内藤 慶子	(※静岡県健康福祉部健康増進課)
	中澤 祥子	(※札幌市ウェルネス推進部ウェルネス推進課)
	松本 祐子	(※東京都保健政策部健康推進課)

※ 所属等は、2025年3月時点のものである。

## A. 研究目的

本研究の目的は、事業所特定給食施設における関係者の連携状況等を把握し、関係者が連携した効果的な栄養管理を推進するための資料を作成することである。健康増進法に基づく特定給食施設には、「栄養管理の基準」に則った適切な栄養管理が求められており、設置者は管理栄養士・栄養士を施設に雇用・配置し、適切な栄養管理を行う必要がある。健康日本21(第三次)では、「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」が目標とされ、「管理栄養士・栄養士を配置している施設(病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く。)の割合」が

その指標とされた。他方、健康増進法施行規則で定める「特別の栄養管理が必要な施設以外」では配置は努力規定であり、事業所特定給食施設における栄養士または管理栄養士の配置率は47.2%、管理栄養士では29.2%にとどまる(令和5年度衛生行政報告例)<sup>1)</sup>。これは全施設種の特定給食施設における総平均(栄養士または管理栄養士:76.2%、管理栄養士:53.2%)と比較して極めて低い。事業所給食は利用者(従業員)の食環境の整備に資する主要な要素の一つであり、利用者には生活習慣病罹患患者やリスク者も含まれる。近年の業務のデジタル化によるデスクワークの長時間化、テレワー

クの増加などの労働内容の変化は、運動不足によるエネルギーの過剰摂取、食事時間の不規則化といった栄養・食生活の問題、仕事とプライベートの境界線の曖昧化によるストレスや局所疲労の増加等の新たな健康問題をもたらしている。これらの課題に対処するためには、企業の健康管理部門等と連携した取組により、利用者の食生活を望ましい方向に導くことが望まれる。

また、事業所給食の意義は、適切に栄養管理・調製された食事の提供によって、利用者の健康の維持・増進に寄与するとともに、労働意欲や作業効率を高めて生産性の向上を図ることにある。こうした取組の推進に当たり、「健康経営」<sup>2)</sup>の「健康経営度調査票」における、「食生活改善に向けた取組」の内容を給食施設（社員食堂）と結びつけるなど、企業経営の観点も重要となる。そのため本研究では、1) 全国の事業所特定給食施設における管理栄養士・栄養士の配置状況、関係者が連携した栄養管理の状況等に関する実態の整理、2) 事業所特定給食施設の施設長、給食受託会社、保険者（事業所）等が連携し、給食を活用した食環境の改善により、利用者のやせ及び肥満の割合、生活習慣病リスク者の割合の減少などに取り組んでいる先行事例の収集のほか、企業経営における位置づけ、給食受託会社の管理栄養士・栄養士の役割の明確化、効果的な栄養管理手法の提案等を行い、これらを通じ、事業所特定給食施設における効果的な栄養管理の推進に向けて、施設設置者、給食受託会社、保険者、自治体等が広く活用できる資料を作成する。

1年目の令和6年度は、1) 東北、首都

圏、東海、関西圏、九州より、都県・政令指定都市の規模、管内事業所数等を考慮して6つの自治体A～Fを選定し、各自治体の本庁または保健所に提出された、事業所（特定）給食施設の「栄養管理報告書」の内容の解析を行い、管理栄養士・栄養士の配置状況、食数等と給食・栄養管理の実施状況の関連について検討した（1章）。2) 栄養管理報告書では不明な、事業所給食施設における栄養管理のための関係者間の連携状況を把握するための追加アンケート調査を行い、常勤管理栄養士・栄養士配置の意義、施設側と受託側の連携による栄養管理を推進する要因について検討を行った（2～5章）。3) 国内外の事業所給食施設（勤労者食堂）における栄養管理に関する研究について文献レビューを行い、効果的な栄養管理を推進するための課題と解決策を整理した（6章）。

## B. 研究方法

### 1. 事業所給食施設から提出された栄養管理報告書データの解析

東北、首都圏、東海、関西圏、九州より、県・政令指定都市の規模、管内事業所数等を考慮し、対象となる6つの自治体A～Fを選定した。各自治体の本庁または保健所の管理栄養士の協力を得て、事業所特定給食施設から提出された令和6年6月時点で直近の栄養管理報告書全件、1事業所1回分のデータ（計1,238件）を入手した。なお、調査にあたっては、静岡県立大学研究倫理委員会の承認を得た。

各自治体の栄養管理報告書の様式はチェック項目数やその内容、記載方法、提出を求めている対象施設の食数規模が異なるた

め、本研究ではデータの集計後、6つの自治体それぞれについて解析し、結果をまとめた。解析の際には、「常勤管理栄養士の配置有り」、「常勤栄養士のみ配置有り」、「常勤管理栄養士・栄養士の配置なし」の3群、事業所数の少ないA自治体、F自治体については「常勤管理栄養士・栄養士の配置有り」、「常勤管理栄養士・栄養士の配置なし」の2群に分け、栄養管理の取組状況等を比較した。併せて、給食の運営状況、食数、給食従事者数、給食利用者の把握状況、栄養・食事計画、実施内容（ヘルシーメニュー等の提供含む）、評価、健康・栄養情報の提供、健康に配慮した取組、給食に関する会議の開催、連携体制等に関するデータの集計、解析を行った。

## 2. 事業所給食施設に対する追加アンケート調査

北海道東北地区、関東、中部、関西、九州地区（A, B, C, D, E, G）の6つの都県・政令指定都市・特別区の県庁・保健所から、管下の事業所給食施設の名簿を直接または情報公開条例等により入手した。合計1,411の事業所給食施設に、令和7年1月から3月に郵送で調査票を配布した。回答は質問紙、Webアンケートのいずれかを選択してもらい、314施設から回答を得た（回収率：22.3%）。各項目で欠損値を除外し有効回答とした。なお、調査にあたっては静岡県立大学研究倫理審査委員会の承認を得た。

食数は朝食、昼食、夕食、その他（深夜食）のそれぞれと、すべてを合計した1日（計）を算出し分析に用いた。管理栄養士・栄養士の配置状況は、「常勤管理栄養士の配置有り」、「常勤栄養士のみ配置有り」、「常勤管

理栄養士・栄養士の配置なし」の3群とした。

## 3. 事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理の事例に関する文献調査

文献データベースのJ-STAGE、CiNii、医中誌、PubMed、Google Scholarを使用し、国内の栄養管理報告書に関する学術論文、関係者間の連携に関しては国内外の学術論文の抽出を行い整理した。栄養管理報告書に関する文献サーチには、「栄養管理報告書」、「栄養管理状況報告書」を、日本における事業所給食施設の栄養管理に関する文献サーチには「事業所」、「事業所給食」、「社員食堂」を、海外における勤労者の食堂の栄養管理に関する文献サーチには"Workplace", "Cafeteria", "Environmental intervention", "Employee", "Nutrition"をそれぞれキーワードに用いた。

## C. 研究結果

### 1. 栄養管理報告書（A～F自治体）からみた施設の特徴と栄養管理の状況との関連

6つの自治体の様式に共通する項目は、給食従事者、提供している食事、給食委員会／栄養管理等に関する会議の開催、利用者に関する把握・調査項目とその方法、対象者に合せた食事計画（給与栄養目標量の設定）、給与栄養量の算出、提供形態、栄養に関する情報提供、非常時への備えであった。

常勤管理栄養士の配置施設では、常勤栄養士のみ配置、常勤管理栄養士・栄養士の配置なしの施設に比べ、健康増進に向けた栄養管理の取組が多く行われていた。栄養管理報告書のチェック項目は自治体によつ

て異なるが、上記の取組内容には栄養管理等に関する定期的な会議の開催、肥満・やせの割合の把握、高血圧・脂質異常症・高血糖の割合の把握、利用者の身体活動の把握、これらの把握内容の献立への反映、嗜好調査の実施、栄養成分表示の実施、ヘルシーメニューの提供などが含まれた。

しかしながら、栄養管理における施設側と受託側の連携の内容、会議の目的や具体的内容がわかる項目については、一部を除き設定がない、もしくは自由記述であった。また、各自治体における「栄養管理報告書」の記載(回答)の状況として、全ての項目が漏れなく記載されている場合と、多くの項目が未記入のままである場合があり、自治体ごとに記載状況が大きく異なっていた。

## 2. 事業所給食施設に対する追加アンケート調査

1) 回答が得られた314件の調査対象施設について、常勤管理栄養士の配置有りは134件(42.7%)、常勤栄養士の配置有りは48件(15.3%)、常勤管理栄養士・栄養士の配置なしは132件(42.0%)であった。常勤管理栄養士の配置有りの施設は、他の群に比べて提供食数が多かった。業務の多くは運営方式に基づいて分担されていたが、利用者の人員構成表については施設側(事業所)が作成している割合が高く、また全体の29.8%の施設が作成をしていなかった。栄養教育の実施は37.5%であった。栄養成分表示について、回答があった施設のうち、59.9%の施設で炭水化物を表示していた。また、事務系ではたんぱく質や食塩相当量を表示している割合が高く、

工場系では食塩相当量の表示をしている割合が低かった。嗜好や健康意識に関する定期的な調査の実施は47.8%であり、このうち95.9%が調査結果を活用していたが、献立の見直しへの活用が92.3%であるのに対し、栄養情報のテーマへの活用、情報提供方法の見直し、健康意識の低い利用者に対するアプローチの実施割合は高くなかった。これらの結果と、常勤管理栄養士・栄養士の配置の有無について、関連しはみられなかった。

2) 給食の実施面では、施設側と受託側と一緒に回答してきた施設において、社員食堂・売店・自動販売機で提供する健康に配慮したメニュー以外の食事・商品に対する健康への配慮、健康や栄養に関する定期的なイベントを行っている施設の割合が有意に高かった。また、常勤管理栄養士の配置施設において、健康に配慮したメニューを提供している割合が有意に高く、常勤管理栄養士または栄養士の配置施設でも健康や栄養に関する定期的なイベントの実施率が有意に高かった。

3) 全体の約6割の施設は利用者のやせ及び肥満の評価をしておらず、体格の分布を把握している場合も栄養管理に活用している施設は半数程度にとどまっていた。一方、常勤管理栄養士の配置施設では、やせ及び肥満の評価をしていない施設の割合が低かった。さらに、食事の評価についてはコスト面からの評価も積極的に行われていた。

4) 関係者間の連携状況について、委託方式の施設のうち、健康増進に関わる連携を行っている施設において、定期的に会議を開催している施設が多く、施設側の産業

医・保健師がその構成職種に入っていた。また「連携有り」の施設では、利用者の嗜好・健康意識の調査を実施し、会議の議題として利用者の健康診断結果や健康支援について検討しており、給食業務の担当責任者が利用者の健康情報を把握するとともに、その結果を活用していた。

### 3. 事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理の事例に関する文献調査

日本において、栄養管理報告書に関する文献は2報抽出された。事業所給食や社員食堂を対象に行われた研究は少ない。論文の種類としては資料、短報、研究ノートが多く、原著論文はほとんどない。また、国内外を問わず、事業所給食における関係者間の連携による栄養管理に関する報告を見つけることはできなかった。しかし、適切な昼食を選択することで、エネルギー、飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸、食物繊維等の適切な摂取につながり、社員食堂でのランチが労働者の健康にとって重要であることを示す報告は確認できた。

#### D. 考察

1) 全国の事業所給食施設の約25%にあたる施設の栄養管理報告書データの解析結果から、常勤管理栄養士の配置施設では、それ以外の施設に比べ、健康増進に向けた栄養管理の取組を実施している施設の割合が有意に高いことが示された。しかし、栄養管理のための施設側・受託側の関係者間の連携状況を把握するために必要となる、給食委員会等会議の具体的内容を尋ねる項目を設けている自治体が少なかったことは限界

であった。一方、常勤管理栄養士・栄養士の配置なしの施設では栄養管理報告書の未提出、一部未回答(欠損値)が多く、このような施設への対応も課題である。また、現在の各自治体の栄養管理報告書のチェック項目や様式が、栄養管理の質や実態、効果等を正確に把握できるものであるかについて、あらためて見直すことが望まれる。

さらに、事業所給食施設から提出された栄養管理報告書の集計結果等を、行政がわかりやすく公開することも有効と考えられる。全国には、提出された栄養管理報告書のデータについて、集計結果の公表、結果に基づいた課題の整理、給食施設における栄養管理の進め方に関する助言等を行っている自治体もあり<sup>3)</sup>、行政、事業所の双方にとってのメリットに繋がると期待される。

2) 6つの都府県・政令指定都市の事業所給食施設1,411件(回答施設314件)に対する追加アンケートでは、常勤の管理栄養士・栄養士は58.0%の施設で配置されていた。人員構成表の作成割合の向上、栄養成分表示の徹底、嗜好や健康意識の定期的な調査の実現、利用者の健康に対するアプローチの充実が課題と考えられた。

また、給食の実施面では、施設側と受託側との連携、常勤管理栄養士・栄養士の配置は、社員食堂を活用した食環境整備の推進のための重要な要因と考えられた。

評価の面では、全体の約6割の施設が利用者のやせ及び肥満の評価をしておらず、体格の分布を把握していても栄養管理に活用している施設は半数程度にとどまっていた。一方、常勤管理栄養士の配置施設では、やせ及び肥満の評価をしていない施設の割合が低かった。さらに食事の評価について

はコスト面からの評価も積極的に行われていた。

関係者間の連携状況では、委託方式の施設のうち、健康増進に関わる連携をしている施設において、定期的に給食委員会／栄養管理等に関する会議を開催している施設が多く、施設側の産業医・保健師がその構成職種に入っていた。また連携有りの施設では、利用者の嗜好・健康意識の調査を実施し、会議の議題として利用者の健康診断結果や健康支援について検討しており、給食業務の担当責任者が利用者の健康情報を把握するとともに、その結果を活用していることが示された。それゆえ、事業所給食施設を活用した利用者の栄養管理を推進するためには、施設に常勤管理栄養士が配置され、利用者の健康情報を把握・活用するなど、関係者と連携した健康支援の取組を協働で展開することが肝要と考えられる。

3) 文献レビューでは、栄養管理報告書に関する報告は2報、事業所給食の関係者間の連携による栄養管理について直接的な関係を示す報告は見当たらなかった。しかし、管理栄養士・栄養士の配置が、社員食堂を利用した勤労者の栄養状態の改善、意識の向上に有益であるとの報告は確認できた。事業所給食は勤労者の健康に貢献することが可能であること、そのために食環境整備と栄養教育の充実を図り、利用者の自然な食選択に働きかける必要があることは、レビューからも明らかである。また、これらを継続的に実施するためには、管理栄養士・栄養士を中心とした関係者間の連携が重要であることが予測できた。

## E. 結論

事業所給食施設から各自治体に提出された「栄養管理報告書」の内容の解析、追加アンケート結果の解析のいずれにおいても、常勤管理栄養士が配置された事業所給食施設のうち多くの施設が、健康増進に向けた栄養管理の取組を進めている実態を確認できた。

アンケートからはさらに、常勤管理栄養士配置施設において、一般の食事・商品に対する健康面への配慮、健康増進のためのイベントの実施、やせ及び肥満の評価とその活用、食事評価におけるコスト面の評価が、他の群に比べて多く実施されていた。

また、施設側と受託側の連携、関係者間の連携ができている施設では、定期的に会議を開催している施設が多く、施設側の産業医・保健師がその構成職種に入っていた。さらに、利用者の嗜好・健康意識の調査を実施し、会議の議題として利用者の健康診断結果や健康支援について検討しており、給食業務の担当責任者が利用者の健康情報を把握するとともに、その結果を活用していた。

文献調査から、勤労世代の食環境づくりにおける事業所給食の意義、事業所給食施設における管理栄養士・栄養士の配置の必要性等が示された。一方、事業所給食施設の関係者間の連携による栄養管理について直接的な関係を示す報告は見当たらなかった。

以上のことから、事業所給食施設の関係者間の連携による栄養管理の重要性を明らかにしていくことは、新規性、必要性が高い研究と言える。

## 文献

1) 厚生労働省：令和5年度衛生行政報告

例 (2024),

[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450027&tstat=000001031469&cycle=8&tclass1=000001222480&tclass2=000001222481&tclass3=000001222482&stat\\_infid=000040217189&tclass4val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450027&tstat=000001031469&cycle=8&tclass1=000001222480&tclass2=000001222481&tclass3=000001222482&stat_infid=000040217189&tclass4val=0) (アクセス日: 2025年3月8日)

- 2) 経済産業省: 健康経営優良法人認定制度 (2025)

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeiei\\_yuryouhouzin.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html) (アクセス日: 2025年3月31日)

- 3) 港区みなと保健所生活衛生課: 令和7年度(2025年度)給食施設における栄養管理ハンドブック～利用者の健康管理～ (2025),

<https://www.city.minato.tokyo.jp/documents/7331/20250416131943.pdf> (アクセス日: 2025年4月17日)

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

- 1) 高橋孝子, 田丸淳子, 市川陽子: 栄養管理報告書からみた事業所給食施設における栄養管理の現状, 日本産業衛生学会産業栄養研究会第8回学術集会要旨集, p.3 (2024)
- 2) 山中沙紀, 高橋孝子, 田丸淳子, 米倉嶺, 若山桜, 市川陽子: 第79回日本栄養・食糧学会大会講演要旨集 (2025)  
<https://www.congre.co.jp/jsnfs2025/program/files/abstracts.pdf> (アクセス日: 2025年5月15日)

## H. 知的財産権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし